

せいかつ ほ ご せい ど
生活保護制度のあらまし

そうだんしゃ
(相談者のしおり)



このしおりは、せいかつ ほ ご生活保護を申請する上う え しで知っておいて
いただきせつめいたいことを説明したものです。

ふく おか けん
福 岡 県

れいわ ねん がつ
(令和5年2月)

も く じ

1	<small>せいかつ ほ ご せいど</small> 生活保護制度とは	1
2	<small>せいかつ ほ ご う まえ</small> 生活保護を受ける前に	3
3	<small>ほ ご しんせい</small> 保護の申請	4
4	<small>ほ ご けつてい</small> 保護の決定	5
5	<small>ほ ご しゅるい</small> 保護の種類	6
6	権利及び義務について	7

1

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

わたし いっしょう あいだ しゅうにゆう すく せいかつ びょうき じ こ た
私たちの一生の間には、収入が少なく生活ができないときや病気や事故、その他
さまざまな事情のため生活が苦しくなって、どうにもならなくなる場合があります。

このようなときに、日本国憲法第25条に基づき、その困窮の程度に応じて国が
さいていげんど せいかつ ほしやう いちにち はや じぶん ちから せいかつ
最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活していけるように
てだす もくてき せいど
手助けすることを目的とした制度です。

にほんこくけんぽう 日本国憲法

だい じょう せいぞんけん くに しゃかいてきしめい 第25条 生存権、国の社会的使命

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び
ぞうしん つと
増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ もくてき 第1条 この法律の目的

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する
すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の
せいかつ ほしやう じりつ じちやう もくてき
生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

だい じょう むさべつびやうどう 第2条 無差別平等

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、
むさべつびやうどう う
無差別平等に受けることができる。

だい じょう さいていせいせいかつ 第3条 最低生活

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持
することができるものでなければならない。

2

ほご うけるまえ 保護を受ける前に

ほごは、せいかつ こんきゆう かが その りよう できる しさん、のうりよく た 他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としています。

はたらくのうりよく しさん せいかつ ほご いがい ほりつ せいど かつよう すべて かつよう 働く能力、資産、生活保護以外の法律や制度など活用できるものは、全て活用するよう努力してください。

ぼうりよくだんいん は、せいぎよう つ かつよう いほう ふとう しゆうにゆう はあく むづか ほご ようけん 暴力団員は、正業に就かず、また違法・不当な収入の把握が難しく、保護の要件を満たさないため、ぼうりよくだんいん およ ぼうりよくだんいん どうきよ かぞく どうきよにん せいかつ ほご う 暴力団員及び暴力団員と同居する家族・同居人は、生活保護を受けることはできません。

これらの努力をしてもなお最低限度の生活維持ができないときにはじめて、せいかつ ほご う 生活保護を受けることができます。

のうりよく かつよう (1) 能力の活用

せたいぜんいん ちから はたら ひと のうりよく おう はたら 世帯全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。

はたら のうりよく 働ける能力があるにもかかわらず、しゆうにゆう え ための 努力をしない場合は、ほご を受けることはできない場合があります。け が びょうき のため 働ける能力があるかどうかふめい ばあい いし しんだん 不明な場合は、医師に診断してもらうことがあります。

しさん かつよう (2) 資産の活用

よぶん しさん しょうぶん せいかつ 余分な資産は処分して生活にあててください。

たと せいかつ ちよくせつひつよう とち かおく よちよきん せいめいほけん ゆうかしょうけん じどうしゃ 例えば、生活に直接必要のない土地・家屋・預貯金・生命保険・有価証券・自動車・

ききんぞく などの しさん げんそく ほゆう みと 貴金属などの資産は、原則として保有は認められません。

たほう かつよう (3) 他法の活用

ろうらいねんきん しょうがいねんきん いぞくねんきん きぎょうねんきん おんきゆう てあて じどうふようてあて じどうてあて 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、恩給、手当（児童扶養手当、児童手当など）、こようほけん しょうびようてあてきん こうとうがっこうとうしょうがくきゅうふきん せいかつほごいがい ほりつ せいど 雇用保険、傷病手当金、高等学校等奨学給付金など生活保護以外の法律や制度で、かつよう 活用できるものはすべて活用してください。

(4) 扶養義務者の援助

夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者にあたります。

親、子、兄弟姉妹、親戚などに困っている状況を相談し、援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

離婚したときは、前夫（妻）と子どもの養育費について話し合ってください。

話し合いがつかない場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。

婚姻中の夫（妻）が行方不明の場合は捜索願を出してもらうことがあります。

【扶養義務照会について】

保護の申請を行った後に、保健福祉（環境）事務所から扶養義務者に対し援助ができるかどうかの照会を行う場合がありますが、DV（配偶者等からの暴力）や虐待などがある場合は照会を行いません。

また過去に著しい関係不良などがある方には扶養義務の照会を行わない場合がありますので、ご相談ください。

(5) その他

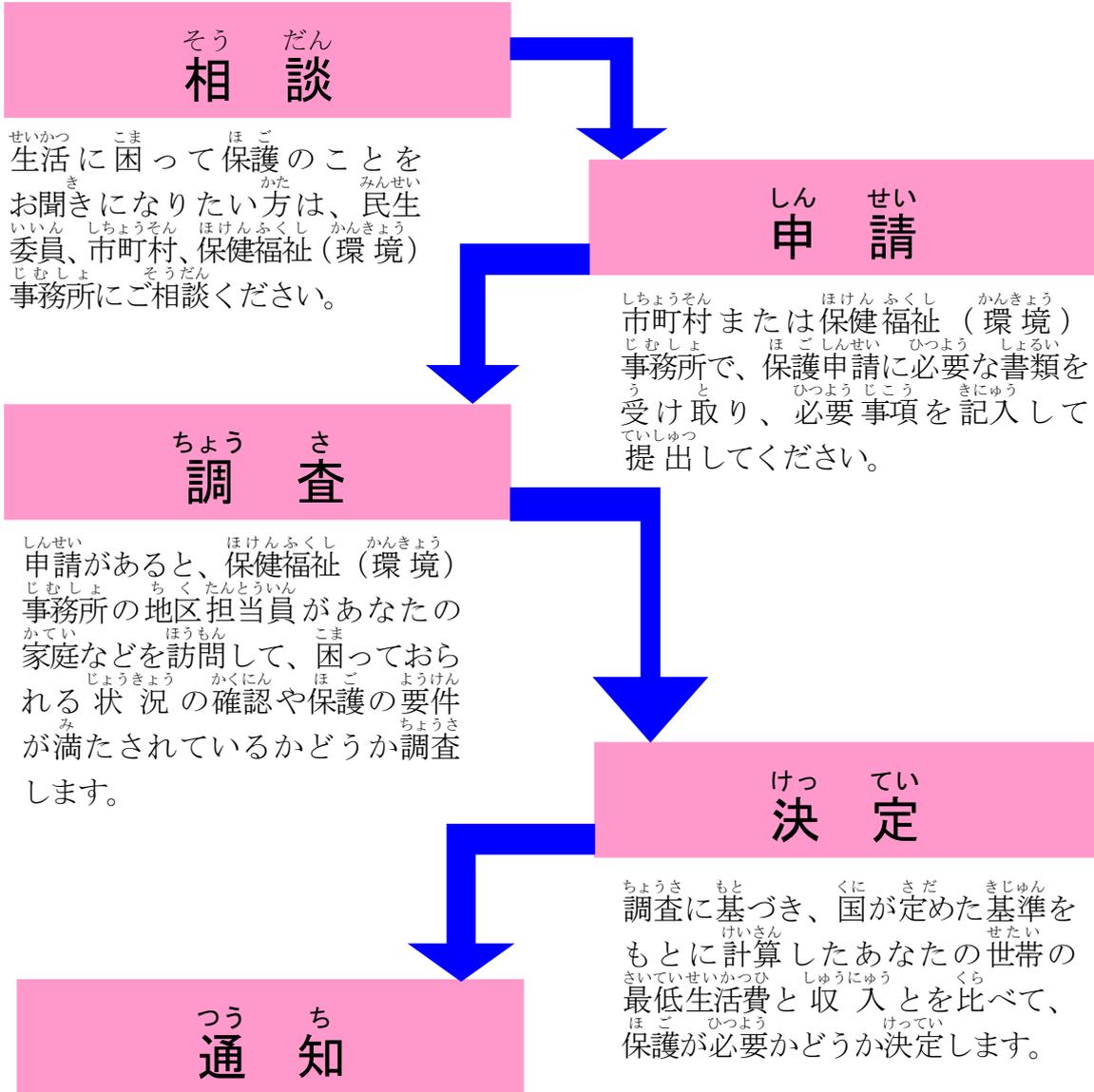
暮らしに役立つもの（例えば、生命保険による入院給付金、生命保険の解約返戻金、交通事故による賠償金など）があれば活用してください。

生活保護法

第4条 保護の補足性

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 ほご しんせい 保護の申請



ほご う 保護が受けられる場合

あなたに保護開始決定通知書を交付します。

ほご う 保護が受けられない場合

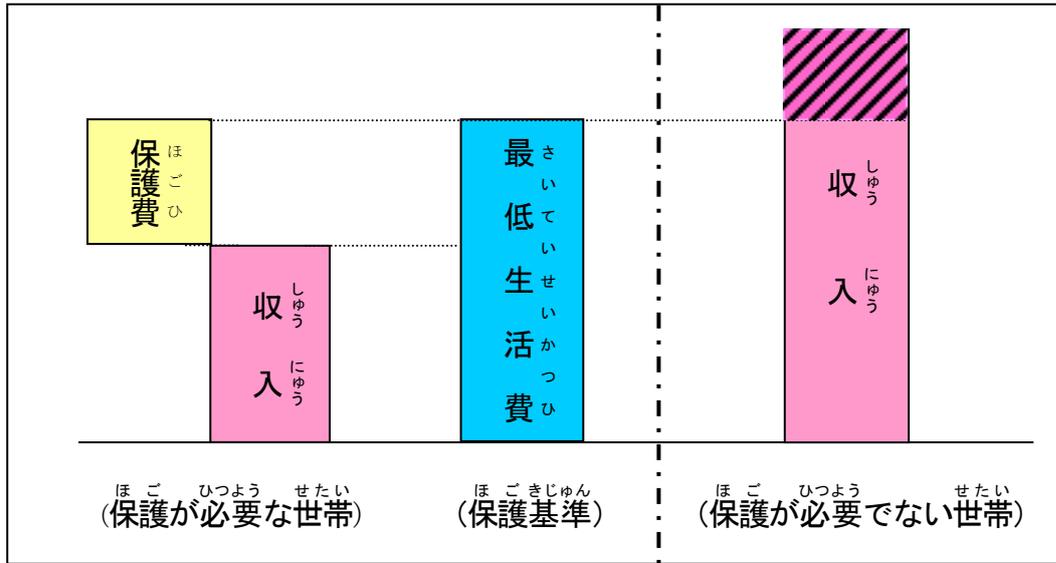
あなたに保護申請却下決定通知書を交付します。

保護が受けられるかどうかは、申請をされた日から原則として14日以内（調査などに時間がかかる場合は30日以内）に決定して通知します。

4

ほご けつてい 保護の決定

生活保護は世帯を単位として決定しますので、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで決められます。



(1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などをあわせたものです。

(2) 収入とは、

- ① 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ② 年金、恩給、手当の収入
- ③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

など、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

このうち働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を

控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

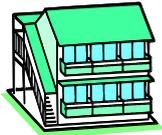
5

ほご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゆん はんいなく しきゆう
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。



せいかつふじょ …… た 食べるもの、 き 着るもの、 でんき 電気、 ガス、 すいどう 水道などの にちじょう 日常の
く 暮らしのための費用



じゅうたくふじょ …… やちん 家賃、 ちだい 地代や住宅の ほしゆう 補修などの ひよう 費用



きょういくふじょ …… がくようひん 学用品、 きょうざいひ 教材費、 きゆうしよくひ 給食費、 がっきゅうひ 学級費、 かがい 課外のクラブ活動費
などの ぎむきょういく 義務教育の ひよう 費用



いりょうふじょ …… びょうき 病気やけがの ちりょう 治療のため、 いりょうきかんなど 医療機関等にかかる ひよう 費用
(かかった いりょうひ 医療費の 10 割分を いりょうきかんとう 医療機関等に しはら 支払います。)



かいごふじょ …… こうれい 高齢の方などが かいご 介護サービスを う 受けるために ひよう かかる費用



しゅつさんふじょ …… さん お産をするための ひよう 費用



せいぎょうふじょ …… しごと 仕事につくための ひよう 費用、 ぎのう 技能や ぎじゆつ 技術を みに 身につけるための
ひよう 費用、 こうとうがっこう 高等学校などで しゅうがく 就学するために ひよう 必要な費用



そうさいふじょ …… そうさい 葬祭の ひよう 費用

なお、 りんじてき ひつよう ひよう 臨時的に必要な費用について、 きんきゆう 緊急かつやむを得ない場合に対処するため、
かくしゆ いちじふじょ 各種の「一時扶助」などがあり、 ひつよう おう しきゆう 必要に応じて支給されます。

6

けんりおよびぎむ 権利及び義務について

けんり 権利として保障されること

- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

ぎむ 義務として守っていただくこと

- (1) 保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
- (2) 健康状態を良好に保ち、病気の方は、一日も早く治るよう治療に専念してください。
- (3) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
- (4) 収入と支出などの家計の状況を把握し、むだな支出をさけて、生活の維持向上に努めてください。
- (5) 保健福祉（環境）事務所が認めた貸付金以外で借金することは認められていません。
- (6) 次のような場合は、届出が必要となります。
 - ① 家族または同居人が増えたとき、減ったとき。
 - ② 働くようになったとき、働かなくなったとき、仕事が変わったとき。
 - ③ 新たに収入を得たとき、収入が増えたとき、減ったとき。
 - ④ 入院したとき、退院したとき。施設に入所したとき、退所したとき。
 - ⑤ 現在住んでいる家をかかわろうとするとき。
 - ⑥ 家賃、間代（部屋代）、地代（土地代）がかかわるとき。
 - ⑦ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき。
 - ⑧ 年金や手当を受けるようになったとき。また金額が変わったとき。
 - ⑨ 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳等を取得したとき。等級の変更があったとき。
 - ⑩ 学校を辞めたり、進級できなくなったとき。
 - ⑪ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。
- (7) 指導指示について
世帯の生活の維持、向上やその他保護の目的達成のため、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。
 - 従っていただけない場合は、保護を受けられなくなることがあります。